

原則として禁止

介護保険指定基準上、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められていますが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続き（入所者本人や家族に対する説明及び同意、経過観察記録等）が極めて慎重に実施されているケースに限られます。